

---

# はじめに

---

一発合格まとめシート理解度チェックテスト（以下、「本テスト」）をご覧ください、ありがとうございます。

著者は資格の学習を進めていくにあたっては、モチベーションの管理が特に重要だと思っています。

そして、モチベーションを維持するためには、いきなり資格合格を目指すのではなく、小テストで〇点取る！といったような、小さな目標を積み重ねていくことが重要だと思っています。

本テストは一発合格まとめシートに準拠した、ぜひ押さえておいていただきたい基本問題を中心に集めた問題集です。一発合格まとめシートのテキストの学習が終わった際にこちらを利用いただくことで、テキストでの学習内容の定着度を確認することができます。

テストを解いた後、もし間違えた問題があれば、ぜひその箇所のテキストに戻って復習するようにしてください。そうすることでテキストの内容をより確実に習得できるようになります。

本テストが、合格という大目標を達成するための1つの目標となれば幸いです。

令和6年7月1日  
中小企業診断士  
野網 美帆子

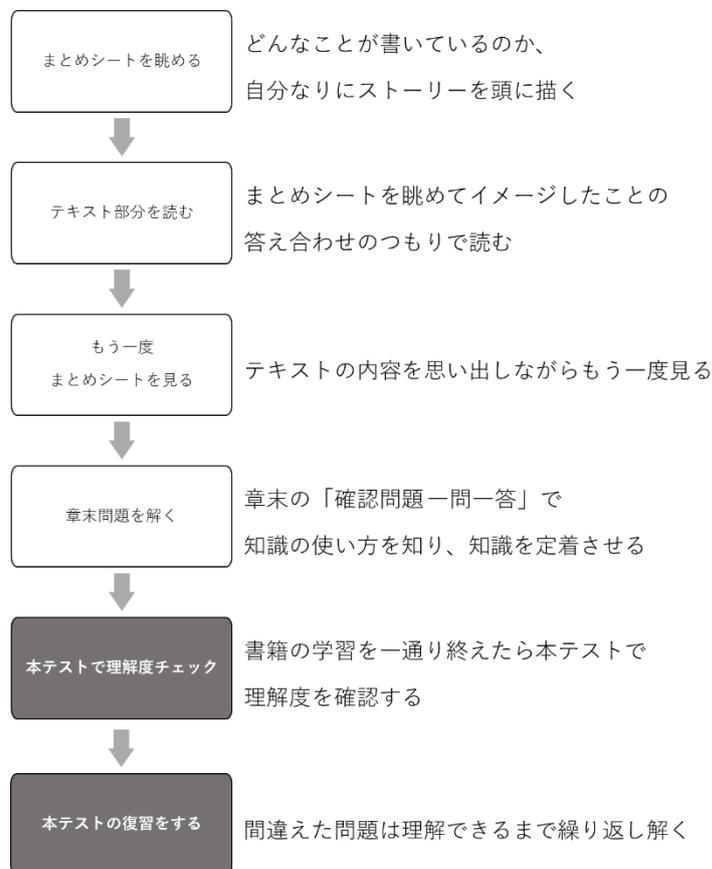
---

# まとめシートと併せた効果的な使い方

---

本テストは、書籍「賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシート（以下、「書籍」）」の内容に準拠しています。書籍と併用した効果的な使い方をご紹介します。

## ▶ 書籍の学習から、本テストを受けるまでのステップ



書籍には、「確認問題 一問一答」を掲載しています。「確認問題 一問一答」は、各章の最後にありますが、まとめシート1項目終わるごとに、そのシートに関連した問題を解いていくという使い方がおすすめです。

学習と、章末問題の演習を一通り終えた後に、本テストを受けて理解度を確認してください。本テストは、絶対取りたいレベルの基本的な問題のみ出題しており、書籍でしっかり学習した方は確実に得点できる構成になっています。

まずは本テストを解いた後、解説を読んだうえで分からなかった問題は書籍の内容を確認し、確実に理解して満点を取れるまで繰り返し復習します。

---

# 問 題

---

2024 年度 賃貸不動産経営管理士 一発合格まとめシート

## 理解度チェックテスト

次の注意事項をよく読んでから、始めてください。

### 【注意事項】

- 解答時間は 120 分間です。
- 問題は 5 ページから 28 ページまでの 50 問（四肢択一式）です。
- 3 ページの解答用紙はマークシート形式です。本試験と同様に、B または HB の硬さの鉛筆（もしくはシャープペンシル）を使用して記入することをおすすめします。
- 正解は、各問題とも 1 つだけです。2 つ以上の解答をしたものは、正解としません。
- 賃貸不動産経営管理士本試験の試験時間中は筆記用具、腕時計、置時計以外の物は一切、使用できません。携帯電話を時計の代わりに使用することもできません。本試験と同様の環境で実施することをおすすめします。

**【問 8】** 管理受託契約に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 管理受託契約は、賃貸住宅の入居者である借主が、賃貸物件の維持保全業務や家賃等の管理業務を賃貸住宅管理業者に委託するために行う契約である。
- 2 貸主が特定転貸事業者の場合、管理受託契約の締結前に行う重要事項説明は不要であるが、書面の交付は必要である。
- 3 管理受託契約の締結前に行う重要事項説明は、業務管理者でなくても行うことができる。
- 4 賃貸住宅管理業者が無償で管理業務を行う場合、重要事項説明書と管理受託契約締結時の書面を同一の書面として一体で交付することができる。

**【問 9】** 管理受託契約の締結前に行う重要事項説明において、賃貸住宅管理業者が説明すべき事項として、最も不適切なものはどれか。

- 1 報酬並びにその支払の時期及び方法
- 2 賃貸住宅の入居者に対する、管理業務の内容及び実施方法の周知に関する事項
- 3 管理業務の実施状況等について、借主へ報告する内容やその頻度
- 4 管理受託契約の更新及び解除に関する事項

---

# 解 説

---

- ▶ まずは 30 ページの正解一覧で採点を行ってください

50 問中何問正解だったか、1 問 1 点として得点を記録します。

- ▶ 31 ページからの解説を確認してください

間違った問題を中心に、解説を確認しましょう。

解説を読んでもわからなかった問題は、書籍の内容を復習しましょう。

解説ページには、問題文も掲載しています。

- ▶ 満点がとれるようになるまで、繰り返し演習しましょう

SHEET 5 相続・相続税

【問 50】 相続に関する次の記述のうち、適切なものはどれか。

- 1 被相続人に配偶者と3人の子のほか妹がいても、妹は法定相続人にはならない。
- 2 被相続人に子がない場合、配偶者と被相続人の親や祖父母である直系尊属が法定相続人になり、相続分は配偶者が1/2、直系尊属は全員で1/2となる。
- 3 相続情報証明制度は、相続人が不動産登記の変更手続き等に必要な戸籍関係の書類一式を市区町村役場で1枚の証明書にまとめることができる仕組みのことである。
- 4 令和6年4月1日以降は相続登記が義務化され、相続人は正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから1年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処されることとなる。

正解： 1

参照元

第 5 章 不動産に関連する基礎知識（基礎知識）

SHEET 5 相続・相続税

ページ 240,241

解説

- 1 被相続人に配偶者と3人の子のほか妹がいても、妹は法定相続人にはなりません。（適切です）
- 2 被相続人に子がない場合、配偶者と被相続人の親や祖父母である直系尊属が法定相続人になり、相続分は配偶者が2/3、直系尊属は全員で1/3となります。
- 3 相続情報証明制度は、相続人が不動産登記の変更手続き等に必要な戸籍関係の書類一式を登記所で1枚の証明書にまとめることができる仕組みのことです。
- 4 令和6年4月1日以降は相続登記が義務化され、相続人は正当な理由がないのに、不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の過料に処されることとなります。